



平成18年(ラ)第1033号

抗告人 ラムリ ナイム 外18名

相手方 国、国際協力銀行

抗告理由書に対する意見書

平成18年10月5日

東京高等裁判所民事第8部 御中

相手方国際協力銀行

訴訟代理人弁護士

前 田

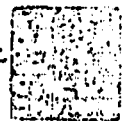
博



同

松 橋 悦

子



同

矢 嶋 雅

子



同

二 本 松 裕

子



上記前田復代理人弁護士

原 田 伸

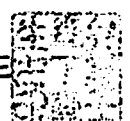
彦



同

森 下 真

生



第1 抗告の趣旨に対する答弁

- 1 抗告人らの相手方国際協力銀行に対する抗告を棄却する。
- 2 抗告費用のうち、抗告人らと相手方国際協力銀行との間に生じたものは、抗告人らの負担とする。

第2 はじめに

抗告人らは、2006年6月16日付即時抗告申立書第2の2の文書「海外経済協力基金とインドネシア共和国政府との間に締結されたコタパンジャン・ダム建設融資に関する借款契約（1990年12月14日、1991年9月25日）」について、2006年6月30日付抗告理由書（以下「抗告理由書」という。）記載の理由をもって、東京地方裁判所平成18年6月9日決定（以下「原決定」という。）の取消を求めている。

しかしながら、抗告人らが抗告理由書において主張する内容は、原審における主張の繰り返しに過ぎず、原審における抗告人らの主張に対する相手方国際協力銀行（以下「JBIC」という。）の反論は、原審において述べたとおりであるから、これを援用することとする。

原決定は相当であり、抗告人らのJBICに対する抗告は、いずれも速やかに棄却されるべきである。

以下、念のため、抗告人らの抗告理由書に対し、必要な限りでこれまでの反論を整理することとする。

第3 原告らの意見に対する反論

- 1 JBIC職員の「公務員」（民事訴訟法220条4号ロ）該当性について

(1) 抗告人らの主張

抗告人らは、抗告理由書18頁以下において、大要①本件借款契約を私契約と主張しながら他方で公務秘密文書であると主張することはできな

い、②借款契約は交換公文とは独立した別個の国際契約であるから公務にあたらぬ、③国際協力銀行法（以下「JBIC法」という。）上、JBIC職員は、「刑法その他罰則の適用について」「法令により公務に従事する職員」とみなされているにすぎないのであって、民事訴訟法の適用においては「法令により公務に従事する職員」とはみなされない、④日本政府は自ら本件借款契約を締結することをせず、一法人であるJBICに締結させているのであるから、通常の一法人の場合と同様の範囲で除外文書を認めることで必要十分である、ことを理由に原決定は取り消されるべきであると主張している。

(2) 反論

前述第3の1(1)①に対する反論は、JBICが提出した平成18年3月31日付意見書4頁ないし5頁で述べたとおり、私法上の契約の性質を有するものであっても、当該契約に公務員の職務上の秘密が記載されていれば公務秘密文書に該当するのであり、本件借款契約を公務秘密文書とした原決定の判示に何ら誤りはない。

前述第3の1(1)②に対する反論は、JBICが提出した平成17年1月27日付意見書5頁で述べたとおり、本件借款契約を締結して円借款を実行することはまさに外交の一手段であるODAを実施することであり、公務であることに疑いの余地はない。

国の締結する交換公文や討議の記録と本件借款契約との関係を若干説明すると、原決定4頁ないし6頁及び13頁において認定された事実のとおり、円借款の締結内容は、交換公文の枠組みの下で、借款の実施方法を詳細かつ具体的に定めるものであるから、この点からも借款契約の締結は、まさに外交の一手段たるODAを実施することであるといえる。また、国の討議の記録と借款契約の関係については、JBICの平成17年1月27日付第9準備書面3頁ないし5頁において主張したとおり、日本国の公

的資金を使用する本件事業を適切かつ円滑に実施すべく、インドネシア共和国政府が住民移転・補償を含む環境問題等に対して適切に対応することを確保することを目的として、インドネシア共和国政府と日本国政府との間の討議の記録（R/D）の内容を踏まえて借款契約を締結しているという関係にあり、討議の記録又は本件借款契約のどちらか一方が開示された場合、直ちにインドネシア共和国政府との間の信頼関係を害することとなり、公務の遂行に著しい支障を生ぜしめるという関係にある。

このように、国の締結する交換公文（それに付随する討議の記録）と本件借款契約は、ともに外交の一手段であるODAの実施過程に位置付けられるものであるから、本件借款契約を「公務員の職務上の秘密」（民訴法220条4項ロ）と認定した原決定の判示に何ら誤りはない。

前述第3の1(1)③に対する反論は、JBICが提出した平成16年7月30日付意見書8頁以下及び同平成17年1月27日付意見書4頁ないし5頁で述べたとおりであり、JBIC職員が公務員に該当するとした原決定の判示に何ら誤りはない。

前述第3の1(1)④に対する反論は、同①ないし③に対する反論に含まれており、本件借款契約が公務秘密文書に該当することは前述のとおりである。

以上より、JBIC職員が公務員に該当するとした原決定の判示に何ら誤りはない。

2 本件借款契約の秘密性について

(1) 抗告人らの主張

抗告人らは、抗告理由書20頁以下において、大要①本件借款契約は実質秘に相当しない、②本件借款契約は国際協定であり、秘密条約禁止の原則及び国民主権の原理から秘密とすることは許されない、と主張している。

(2) 反論

前述第3の2(1)①に対する反論は、JBICが提出した平成17年1月27日付意見書6頁以下及び同平成18年3月31日付意見書8頁以下で述べたとおり、所謂3条件の具体的規定文言は非公知であり、実質的にも秘密として保護するに値するものである。また、本件履行特約条項の存否及びその内容についてであるが、これも既に平成17年1月27日付意見書6頁で述べたとおり、借款契約の内容は既にJBIC自らが公開しているものを除いて公開されないことが前提とされており、「職務上の秘密」に該当するものであるから、本件履行特約条項の存在及びその内容については、その内容を推知させるような認否を行うことはしないし、また、これまで認めたこともない。したがって、本件借款契約が職務上の秘密に該当するとした原決定の判示に何ら誤りはない。

前述第3の2(1)②に対する反論は、JBICが提出した平成18年3月31日付意見書7頁ないし8頁等で述べたとおり、抗告人らの論理は全く妥当ではないだけでなく、JBICは、借入国との信頼関係を損なわないよう十分配慮しながら、国民に開示できる情報を開示しているのである。

3 監督官庁の意見について

(1) 抗告人らの主張

抗告人らは、抗告理由書22頁以下において、大要①公開されているフィリピン政府との借款契約には、フィリピン政府の信用力及び事業実施能力に対する評価が推し量られるような内容はなく、フィリピン政府との信頼関係が損なわれたという影響はない、②本件履行確保特約条項についてJBICに擬制自白が成立する、③所謂3条件及び本件履行確保特約条項は非公知ではない、④公開されているフィリピン政府との借款契約に鑑みれば、本件3条件及び本件履行確保特約条項を切り分けて開示すること

は可能、⑤最高裁平成17年7月22日決定滝井補足意見にあるとおり、監督官庁は具体的な理由付記をすべきであるのにそれをしていない、⑥上記③ないし⑤につき、少なくともインカメラ手続を実施した上で判断すべき、と主張している。

(2) 反論

前述第3の3(1)①に対する反論は、JBICが提出した平成17年3月10日付意見書2頁で述べたとおり、抗告人らが公開されていると主張する借款契約はフィリピン政府との間で調印された借款契約ではなく、調印された借款契約が公開されているわけではないのであるから、抗告人らが主張する当該書面の存在を理由として本件借款契約を開示しても信頼関係は損なわれまいとする抗告人らの主張は失当である。

前述第3の3(1)②に対する反論は、JBICが提出した平成17年1月27日付意見書6頁で述べたとおりであり、擬制自白は成立しない。

前述第3の3(1)③に対する反論は、JBICが提出した平成17年1月27日付意見書6頁及び同18年3月31日付意見書9頁で述べたとおり、所謂3条件及び本件履行確保特約条項は情報公開審査会の答申（疎第2号証14頁）においても認定されているとおり非公知であり、原決定の判示に何ら誤りはない。

前述第3の3(1)④に対する反論は、情報公開審査会の答申（疎第2号証13頁ないし15頁）においても認定されているとおり、借款契約のうちの所謂3条件部分に関する規定のみを切り分けて開示しようとするれば、その前後関係等からJBICがインドネシア共和国政府の信用力及び事業実施能力をどのようにして評価しているかが推し量られるおそれがあるため、実質的にもそれを秘密として保護するに価すると認められると解される。したがって、部分開示も認めなかった原決定の判示に何ら誤りはない。

前述第3の3(1)⑤に対する反論は、JBICが提出した平成18年3月31日付意見書9頁ないし16頁で述べたとおり、外務大臣の意見には相当の理由があるから、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じる具体的おそれがあり、監督官庁の意見について相当の理由があると認めるに足りないということとはできないとした原決定の判示に何ら誤りはない。

前述第3の3(1)⑥に対する反論は、JBICが提出した平成17年1月27日付意見書9頁等で述べたとおり、本件借款契約が公表された場合に当該借入国のみならず、他の円借款の借入国との信頼関係を損なうおそれがあり、今後の円借款の実施及び借款契約の交渉に著しい支障を生ずるおそれがあることは本件借款契約の内容を確認しなくとも容易に認められるのであるから、インカメラ手続を実施しなかった原審の判断は相当である。

4 本件借款契約に関する情報審査会答申について

(1) 抗告人らの主張

抗告人らは、抗告理由書32頁以下において、大要、所謂3条件に付加された履行確保特約条項の存在と内容についてはJBICの擬制自白が成立しているので、本件借款契約についての情報審査会答申が述べる点は本件では妥当せず、また、情報公開審査会の審査と文書提出命令における裁判所の審査では、関係当事者の関係や要件が異なる上、本件履行確保特約条項についてはJBICの擬制自白が成立しているので、インカメラ手続によって裁判所が独自に判断すべき、と主張している。

(2) 反論

情報審査会答申についてはJBICが提出した平成18年3月31日付意見書17頁及び18頁で述べたとおり、文書提出命令制度と情報公開制度は、その内容が公開されることにより弊害が生ずるおそれがある文書に

ついでのみ提出義務又は開示義務を課さないものとしている点で共通点を有していることから、結論において同様の判断がなされるべきであり、また、前述のとおり擬制自白も成立していないのであるから、原決定の判示に何ら誤りはない。

第4 まとめ

以上のとおり、抗告人らが抗告理由書において主張する内容は、原審における主張の繰り返しに過ぎない。したがって、原決定は維持されるべきであり、抗告人らのJ B I Cに対する抗告は、いずれも速やかに棄却されるべきである

以 上